

産業廃棄物処分業許可証

住 所 熊本県熊本市中央区北千反畑町8番1号
氏 名 大建工業株式会社
代表取締役 松村 洋志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和3年(2021年)7月6日

許可の有効年月日 令和8年(2026年)3月26日

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)
中間処理業	破碎・分級	紙くず、木くず、繊維くず（廃畳に限る。）（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	破碎 (移動式)	金属くず（がれき類等に付着するものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「廃石膏ボード」「自動車等破碎物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	破碎分離	紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち「廃石膏ボード」に限る。「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破碎物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日 許可年月日 許可番号	処理能力
破碎・分級	熊本県合志市栄字八窪 3791番7、3791番49	平成17年(2005年) 2月15日 平成16年(2004年) 10月6日 第中-161号	24 t / 日 (8h)
破碎 (移動式)	処理の実施場所：熊本 県内一円（熊本市を除く。） 駐機場：熊本県合志市 栄字八窪3791番 7、3791番49	平成18年(2006年) 3月24日 平成18年(2006年) 5月31日 第中-185号	680 t / 日 (8h)

破碎分離	熊本県合志市栄字八窪 3791番7、379 1番49	平成20年(2008年) 12月9日 — —	4.24 t / 日 (8h)
------	----------------------------------	---------------------------------	-----------------

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。
- (3) 再生品等の出荷状況報告書を毎月、翌月の10日までに報告すること。
- (4) 移動式破碎施設の使用は、工事作業を行う排出現場内に限ること。
- (5) 移動式破碎施設の使用時間は、午前8時から午後6時までとすること。
- (6) 移動式破碎施設は、原則として日曜、祝祭日は使用しないこと。
- (7) 廃石膏ボードの破碎物については、石綿及び特定有害物質の含有率試験並びに特定有害物質の溶出試験を年4回以上実施し、試験結果をその都度熊本県に報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成18年(2006年)3月27日付けで新規許可
- (2) 平成18年(2006年)11月22日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に「移動式破碎」の追加。取り扱う産業廃棄物の種類に「金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類」を追加。)
- (3) 平成20年(2008年)12月26日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に「破碎分離」の追加。取り扱う産業廃棄物の種類に「紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(以上、廃石膏ボードに限る。)」を追加。)
- (4) 平成22年(2010年)4月14日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:松村 隆志)
- (5) 平成23年(2011年)5月2日付けで更新許可
- (6) 平成28年(2016年)4月25日付けで更新許可
- (7) 令和3年(2021年)7月6日付けで更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

許可番号 第08141002994号

産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市中央区北千反畑町8番1号
名称 大建工業株式会社
代表者氏名 代表取締役 松村 洋志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 大西 一史



許可の年月日 令和4年(2022年)7月23日
許可の有効年月日 令和9年(2027年)7月22日

1. 事業の範囲

事業区分		産業廃棄物の種類
中間処理業	破碎・分級	金属くず(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに付着したものに限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
	破碎・選別	金属くず(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに付着したものに限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
最終処分業	安定型埋立	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり。

以下余白

3. 許可の条件

(1) 施設の稼働に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準を遵守するとともに、粉じん等により生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

(2) 日の出前若しくは日没後の作業は行わないこと。

(3) 移動式施設の稼働に当たっては、熊本市内の排出事業所内(排出現場内)に限る。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり。

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 「無」

以下余白

(裏面に続く。)

2. 事業の用に供するすべての施設
施設の概要

(1) 設置許可対象施設

【設置場所：熊本市北区四方寄町字折口1164-3外】

事業区分	施設の 種類	産業廃棄物の種類	処理能力	設置年月日
				許可年月日 (許可番号)
破碎・分級	破碎	金属くず（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに付着したものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	197.6 t / 日 (8 h)	平成7年(1995年) 1月18日
	分級			平成13年(2001年) 4月23日※
安定型埋立	安定型 埋立	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	26,622 m ² 423,161 m ³	昭和53年(1980年) 8月20日
				平成4年(1992年) 12月28日 (第9202号)

※「政令附則（平成12年（2000年）11月29日政令第493号）第2条第3項の規定による届出」

【設置場所：合志市栄3791-7、3791-49（駐機場）】

事業区分	施設の 種類	産業廃棄物の種類	処理能力	設置年月日
				許可年月日 (許可番号)
破碎・選別	破碎 (移動式)	金属くず（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに付着したものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	680 t / 日 (8 h)	平成18年(2006年) 5月22日
				平成18年(2006年) 5月22日 (第0602号)

(2) 保管施設の概要

【設置場所：熊本市北区四方寄町字折口1164-3外】

事業区分	施設の種類	産業廃棄物の種類	保管量
破碎・分級	破碎	がれき類	5,512 m ³
	分級		

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成4年(1992年)	7月23日	許可の更新
平成7年(1995年)	1月18日	事業範囲の変更 中間処理業(分級)の追加
平成9年(1997年)	7月23日	許可の更新
平成14年(2002年)	7月23日	許可の更新
平成18年(2006年)	6月16日	施設の追加(移動式破碎施設)
平成18年(2006年)	6月29日	中間処理業の許可品目の追加 (金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)
平成19年(2007年)	7月23日	許可の更新
平成20年(2008年)	1月15日	破碎・分級施設の処理能力変更 (184t/日から197.6t/日に変更。)
平成22年(2010年)	4月15日	代表者の変更
平成24年(2012年)	7月23日	許可の更新
平成29年(2017年)	7月23日	許可の更新
令和4年(2022年)	7月12日	破碎・分級施設の分級機入替
令和4年(2022年)	7月23日	許可の更新

以下余白

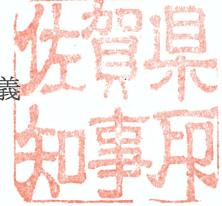
産業廃棄物処分業許可証

住 所 熊本県熊本市中央区北千反畑町8番1号

氏 名 大建工業株式会社
代表取締役 松村 洋志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成27年 6月 8日

許可の有効年月日 平成32年 6月 7日

1. 事業の範囲

中間処理業（破碎）

産業廃棄物の種類

がれき類 以上1種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類：移動式破碎施設

保管場所：熊本県合志市栄3791番7

設置年月日：平成26年3月25日

処理能力：1,040 t/日（8時間）

許可年月日：平成25年12月24日

許可番号：佐賀県指令25循環第10号

3. 許可の条件

排出事業場敷地内での作業に限る。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 6月 8日 新規許可 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市中央区北千反畑町8番1号

氏名 大建工業株式会社

〔法人にあつては
名称及び代表者
の氏名〕

代表取締役 松村 洋志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大牟田市長 中尾 昌 弘



許可の年月日 平成28年 7月 12日

許可の有効年月日 平成33年 7月 11日

1. 事業の範囲

処分の方法	取り扱う産業廃棄物の種類
破 碎	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

設置場所 大牟田市内の排出事業場

駐機場所 熊本県合志市栄3791-7,3791-49

施設の種類の	処理能力	廃棄物の種類	設置年月日	許可年月日 許可番号
破砕施設 (移動式) (NC-420)	680t/日 (8時間)	がれき類、ガラスく ず・コンクリートくず及 び陶磁器くず 以上2種類	平成18年5月10日	平成18年5月10日 産施第35号

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	内 容
平成23年7月12日	更新許可
平成28年7月12日	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無